

民法の一部を改正する法律案に対する修正案

民法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

民法及び戸籍法の一部を改正する法律

本則を本則第一条とし、同条に見出しとして「(民法の一部改正)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項第一号中「及び嫡出子又は嫡出でない子の別」を削る。

附則第二項中「この法律による改正後の」を「第一条の規定による改正後の民法」に改め、同項の次に次の一項を加える。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

3 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「及び嫡出子又は嫡出でない子の別」を削る。